

全国社会福祉協議会の補償制度 (子ども食堂で利用されている保険)

①ボランティア行事用保険

加入申込人(加入対象者) (ご加入いただける方)

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体

※登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。

※営利企業(株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社等)が実施主体である行事は補償の対象外としていますが、企業内の有志の方々の自発的な活動による行事は、補償の対象となります。その場合は、グループの代表者を加入申込人としてください。(企業名での加入はできません。)

※一部の社会福祉協議会では取扱いがない場合があります。

被保険者 (保険の補償を受けられる方)

ケガの補償…行事参加者全員(主催者(個人)を含みます。)

賠償責任の補償…行事主催者および共催者

対象となる行事

地域福祉活動(※)やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事(※)地域福祉活動とは、地域住民や関係団体(自治会・町内会などを含む)、ボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会における福祉の問題に対し、また地域の福祉を高めるために取り組むさまざまな活動です。

【ボランティア行事用保険事故例】

	支払い保険金	事故内容	
1	364,000円	子ども食堂ボランティア参加のため駐車場から歩行中、凍結路面で転倒	傷害
2	88,000円	子ども食堂の片付けの際、公民館の玄関の段差に躓き転倒し右手甲を強打	傷害
3	104,500円	子ども食堂の準備中に包丁で指を切った。	傷害
4	20,000円	子ども食堂で活動中、沸かしたお湯を他のボランティアの背中にかけてしまった。	賠償
5	9,980円	子ども食堂開催した際、掃除機の充電器を紛失	賠償

補償期間(保険期間)

行事開催期間(加入手続完了日の翌日午前0時以降の行事を補償します。)

補償金額(保険金額)

		補償内容
参加者のケガの補償 (食中毒含む)	死亡保険金	400万円
	後遺障害保険金	400万円(限度額)
	入院保険金日額	3,500円
	手術保険金	入院中の手術 35,000円
		外来の手術 17,500円
主催者の賠償責任の補償	通院保険金日額	2,200円
	対人事故 ^(※)	2億円(1事故限度額)
	対物事故 ^(※)	1,000万円(1事故限度額)

A1プランとCプランの比較

子ども食堂で加入する場合のプランはA1プランまたはCプランになります。

	A1プラン	Cプラン
保険料	1日1人：28円	1日1人：28円
最低保険料	560円(20名分)	560円(20名分)
名簿備付	必要	不要
往復途上の補償	あり	なし



《パンフレットはこちら》

②ボランティア活動保険

加入申込人(加入対象者) (ご加入いただける方)

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体

※登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。

※未成年者(小・中学生を含む)も加入できます。

※営利企業(株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社等)が社員のボランティア活動を支援・推奨する場合において、社員の自由意思に委ねる活動であれば対象とし、営利企業名での加入申込みが可能です。

なお、企業の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行う活動は、対象外となります。

※一部の社会福祉協議会では取扱いがない場合があります。

被保険者(補償を受けられる方)

ケガの補償：ボランティア個人

賠償責任の補償：ボランティア個人、ボランティアの監督義務者(※1)、特定非営利活動法人(NPO法人)(※2)

(※1)ボランティアがお子様などの未成年者で責任能力がない場合には、親権者などの監督義務者が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

(※2)ボランティアがNPO法人に所属している場合、ボランティア活動中の事故により、NPO法人が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、下記①から③までのいずれかに該当する活動とします。

- ①グループの会則に則り企画、立案された活動であること
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること
- ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること

補償期間(保険期間)

令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時までの1年間
中途加入の場合は、加入手続きの完了(※)した日の翌日午前0時から
令和8年3月31日午後12時までとなります。

補償金額(保険金額)・保険料(1名あたり)

		基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償 (食中毒含む)	死亡保険金	1,040万円	
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額	4,000円	
	特定感染症	補償開始日から補償(※)	
	地震・噴火・津波による死傷	×	○
賠償の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円

※特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となりました。
なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

【ボランティア活動保険事故例】

	支払い保険金	事故内容	
1	408,800円	こども食堂に参加して帰る際、出入口で転倒し、額を強打し、裂傷を負った。	傷害
2	130,400円	こども食堂のボランティアを終えて、自転車で帰宅する途中、転倒した。	傷害
3	110,000円	こども食堂の片付けの際、段差に躓き転倒し右手甲を強打し骨折。	傷害
4	216,700円	会場を借りて、こども食堂を開催した際、壁紙を破損した。	賠償
5	3,160円	フードパントリーでおやきを持ち帰って食べたところ、アレルギー反応がでて通院した。	賠償



《パンフレットはこちら》

●食品を提供する行事・活動に関する全社協補償制度の比較表

全社協補償制度では食品を提供する行事・活動で生じる事故に対応する補償制度としてボランティア行事用保険、ボランティア活動保険をご案内しています。

それぞれ下表の通り加入・補償の可否、特長等が異なりますので、実態に適した制度をご選択ください。

	ボランティア行事用保険	ボランティア活動保険
《営利を目的とする団体》	×	×
《無料で食料を提供する団体》	○	○
《利用者から料金を受領する団体》		
●原材料費・経費に充当する場合	○	○
●活動者に報酬として支払う場合	○	×
《食料を輸送・配達する団体》	×	○
《従事する法人職員のケガの補償》	○	×
《ボランティアのケガの補償》	○	○
《利用者のケガの補償》	○	×
《食中毒を発生させた場合の賠償補償》	○	○
《補償期間》	行事開催期間	（ 4/1～翌年3/31の1年間 途中加入の場合 手続完了翌日～3/31 ）
《保険料・特長等》	1人・1日	基本プラン(1人・年間)
	28円×参加者数(最低560円)	350円×活動者数
	主催者を含む全員加入	活動者の名簿が必要